

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
翌日がと日)
(当たる翌日)

昭和五十五年七月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十一号

恩給の年額の昭和五十五年改定に関する条例

(退職年金及び遺族年金の年額の改定)

第一条 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和五十五年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてある給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十五年七月鳥取県条例第二十二号)による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「改正後の年金条例」という。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(通算退職年金及び通算遺族年金の年額の改定)

第二条 県吏員等に給する通算退職年金については、昭和五十五年四月分以降、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る退職一時金の基礎となつた在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十七万七千九百七十二円

二 通算退職年金の仮定給料(当該通算退職年金の年額の計算の基礎となつてある給料月額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退

条例

◇ 条例 恩給の年額の昭和五十五年改定に関する条例
鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例
低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例
鳥取県団体営土地改良事業助成条例の一部を改正する条例
鳥取県當境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例

目次

次

恩給の年額の昭和五十五年改定に関する条例をここに公布する。

職年金を退職年金とみなして前条の規定によりその年額を改定するも

のとした場合にその改定年額の計算の基礎となるべき給料年額を求め、
その給料年額を十二で除して得た額をいう。) の千分の十に相当する

金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲
げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定
にかかわらず、昭和五十五年四月分以降、その額を、第一号に掲げる金

額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より
少ないとときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乘じ
て得た額に改定する。

1 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に在職年の年数を乗
じて得た金額

2 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ鳥
取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例別表第二に定める率を

乗じて得た金額

3 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第十八条ノ三第五項

の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の
額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつ
てこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 前三項の規定により年額を改定した場合において、改定後の年額が從
前の年額より少ないときは、従前の年額をもつて改定年額とする。

5 県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、昭和五十五年四月
分以降、その年額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして、前
各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年額の百分の

五十に相当する額に改定する。

(恩給の年額の改定の場合の端数計算)

第三条 この条例の規定により恩給の年額を改定する場合において、当該
規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときは
これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に
切り上げた額をもつて改定後恩給の年額とする。

(職権改定)

第四条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求
を待たずに行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用す
る。

別表(第一条関係)

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額	仮定給料年額
六九九、三〇〇 円	七一六、三〇〇
七三〇、七〇〇	七五八、七〇〇
七六三、〇〇〇	七九二、一〇〇
七九四、八〇〇	八二五、〇〇〇
八二七、五〇〇	八五八、八〇〇
八四七、七〇〇	八七九、七〇〇
八六八、一〇〇	九〇〇、八〇〇
八九一、一〇〇	九二四、六〇〇
九一三、八〇〇	九五八、四〇〇

九五二、一〇〇	九七八、三〇〇	一、〇一〇、三〇〇	一、〇四七、九〇〇	一、〇四一、八〇〇	一、〇一四、八〇〇	二、二〇四、七〇〇	二、二八二、九〇〇
一、〇四二、五〇〇	一、〇七七、八〇〇	一、一三、二〇〇	一、一七、六〇〇	一、一五四、二〇〇	一、一五七、八〇〇	二、四二六、八〇〇	二、三九八、三〇〇
一、〇五七、五〇〇	一、一八五、七〇〇	一、一五七、六〇〇	一、二〇〇、一〇〇	一、二〇〇、一〇〇	一、二六七、〇〇〇	二、四九五、一〇〇	二、五二二、五〇〇
一、一八五、七〇〇	一、二五七、六〇〇	一、三二八、三〇〇	一、三〇三、六〇〇	一、三二九、二〇〇	一、三〇三、六〇〇	二、五六一、六〇〇	二、五八三、一〇〇
一、二五七、六〇〇	一、三四七、二〇〇	一、三七六、七〇〇	一、三〇三、六〇〇	一、三六九、二〇〇	一、三〇三、六〇〇	二、八九六、八〇〇	二、六五一、九〇〇
一、三二八、三〇〇	一、四〇一、五〇〇	一、三九六、七〇〇	一、三九六、二〇〇	一、三九六、二〇〇	一、三九六、二〇〇	二、八五四、九〇〇	二、七九一、七〇〇
一、三四七、二〇〇	一、四七三、八〇〇	一、四七六、七〇〇	一、四五二、四〇〇	一、四五二、四〇〇	一、四七三、八〇〇	二、九五七、七〇〇	二、九二八、四〇〇
一、四〇一、五〇〇	一、五九四、三〇〇	一、五五三、六〇〇	一、四五二、四〇〇	一、五二七、一〇〇	一、六〇九、六〇〇	三、〇八七、三〇〇	三、一九五、五〇〇
一、五九四、三〇	一、六八八、五〇〇	一、六三三、一〇〇	一、六〇九、六〇〇	一、五二七、一〇	一、六五一、七〇	三、一二六、四〇〇	三、三二九、〇〇〇
一、六八八、五〇〇	一、七二一、二〇〇	一、八一六、〇〇〇	一、六九一、八〇〇	一、六〇九、六〇〇	一、六五二、四〇〇	三、一二五、二〇〇	三、〇六一、五〇〇
一、七二一、二　〇	一、八六二、七　〇	一、九一、八〇〇	一、七四九、一〇〇	一、七〇九、六〇〇	一、六九一、八〇〇	三、五一、六〇〇	三、四六一、五〇〇
一、八六二、七　〇	一、九〇六、一　〇	一、一〇一、四〇〇	一、八八〇、九〇〇	一、七八二、九〇〇	一、六九一、八〇〇	三、四二五、二　〇	三、五四四、九〇〇
一、九〇六、一　〇	一、一〇一、四〇〇	一、二六六、〇〇〇	一、九二九、二〇〇	一、九二九、二〇〇	一、六九一、八〇〇	三、五二一、六　〇	三、五六四、九〇〇
一、一〇一、四〇〇	一、二六六、〇〇〇	二、一七六、〇〇〇	一、九八〇、〇〇〇	一、九八〇、〇〇〇	一、六九一、八〇〇	三、六七七、六　〇	三、六三四、二　〇
一、二六六、〇〇〇	二、一〇一、五〇〇	二、二〇一、五〇〇	二、二七六、〇〇〇	二、二七六、〇〇〇	二、二七六、〇〇〇	三、八四五、五〇	三、九七九、四〇〇
二、二〇一、五〇	四、七三三、一〇〇	四、八六二、五〇〇	四、八六二、五〇〇	四、一七三、九〇	四、一七三、九〇	三、九三〇、一	三、六三四、二
四、八六二、五〇〇	四、八六二、五〇	四、八六二、五〇	四、八六二、五〇	四、一〇一、二	四、一〇一、二	四、一〇一、二	四、一〇六、九
四、八六二、五〇	四、八六二、五〇	四、八六二、五〇	四、八六二、五〇	四、二四八、五〇	四、二四八、五〇	四、一七三、九〇	四、一四九、七
四、八六二、五〇	四、八六二、五〇	四、八六二、五〇	四、八六二、五〇	四、三三四、九〇	四、三三四、九〇	四、一七三、九〇	四、一四九、七
四、八六二、五〇	四、八六二、五〇	四、八六二、五〇	四、八六二、五〇	四、四九一、三〇	四、四九一、三〇	四、四九一、三〇	四、四六三、七
四、八六二、五〇	四、八六二、五〇	四、八六二、五〇	四、八六二、五〇	四、六五八、七	四、六五八、七	四、六五八、七	四、七九九、一
四、八六二、五〇	四、八三一、七						

四、七五四、四〇〇	四、八九四、四〇〇
四、八三一、五〇〇	四、九七〇、三〇〇
四、九八七、二〇〇	五、一二三、五〇〇
五、一四三、一〇〇	五、二七六、九〇〇
五、二二〇、二〇〇	五、三五二、八〇〇
五、二九九、二〇〇	五、四三〇、五〇〇

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が六九九、三〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇三四を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が五、二九九、二〇〇円を超える場合においては、その年額に〇・九八四を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを百円に切り捨てる。）を、恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が五、二九九、二〇〇円を超える場合は、その年額に〇・九八四を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、恩給の年額とする。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金二閥スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年七月八日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県条例第二十二号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金二閥スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金二閥スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金二閥スル条例（大正十二年十一月二日鳥取県令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ二第一項中「百三十七万円」を「百四十二万円」に、「

七百九十七万円」を「八百二万円」に改める。

(恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例（昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和五十四年四月分」を「昭和五十五年四月分」に改め、同項の表を次のように改める。

退職年金又は遺族年金	退職年金又は遺族年金の基礎在職年の年数	金額
六十五歳以上の者に給する退職年金	以上	七〇〇、〇〇〇円
六十五歳未満の者に給する退職年金（公務傷病年金に併給される退職年金を除く。）	九年以上退職年金についての最短恩給年限	五二五、〇〇〇円
六年未満	六年以上九年未満	四二〇、〇〇〇円
六年未満	五年以上九年未満	三五〇、〇〇〇円
五年以上	五年以上九年未満	五一五、〇〇〇円
六年未満	六年以上九年未満	四二〇、〇〇〇円
三年五〇、〇〇〇円	五年以上九年未満	三五〇、〇〇〇円

退職年金についての最短恩給年限 以上	四五五、〇〇〇円
九年以上退職年金についての最短 恩給年限未満	三四一、三〇〇円
六年以上九年未満	二七三、〇〇〇円
六年未満	二三七、五〇〇円

第二条第四項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項第一号中「。以下同じ」とび「。次号において同じ」を削り、「八万四千円」を「二十一万円」に改め、同項第二号中「扶養遺族である子」の下に「(前号に規定する子に限る。)」を加え、「六万円」を「十二万円」に改め、同項第三号中「四万八千円」を「十二万円」に改める。

附則第六項本文中「四万八千円(扶養遺族が一人ある場合にあつては六万円、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては八万四千円)」を「九万六千円」に改め、同項ただし書を削る。

附則第十項中「附則第五項第三号及び第六項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第九項の次に次の二項を加える。

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。
 1 第三条中鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号)。以下「条例第三十七号」という。)附則第五項の改正規定 昭和五十五年八月一日

(施行期日等)

11 前項ただし書の場合において、当該遺族年金の年額に附則第五項の規定による加算額をえた額が法律第五十一号附則第十四条の二第二項の政令で定める額を超えるときにおける当該加算額は、当該政令で定める額から当該遺族年金の年額を控除した額とする。

附 則

二 第三条中条例第三十七号附則第十項の改正規定及び同項を附則第十二項とし、附則第九項の次に二項を加える改正規定並びに附則第三項の規定（規則で定める日）

2 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金三関スル条例（以下「年金条例」という。）第二十三条ノ二第一項の規定並びに第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例（以下「昭和四十一年改定条例」という。）第二条第一項及び第四項の規定並びに附則第十項及び第十一項の規定は昭和五十五年四月一日から、第三条の規定による改正後の条例第三十七号附則第六項の規定は同年六月一日から適用する。

（遺族年金に関する経過措置）

3 改正後の条例第三十七号附則第十項及び第十一項の規定は、附則第一項第二号に掲げる日前に給与事由の生じた年金条例第二十四条ノ六において準用する恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十五条第一項第一号に規定する遺族年金については、適用しない。

4 条例第三十七号附則第五項の規定による年額の加算をされた遺族年金については、昭和五十五年八月分以降、その加算の年額を、改正後の条例第三十七号附則第五項に規定する年額に改定する。

5 条例第三十七号附則第六項の規定による年額の加算をされた遺族年金については、昭和五十五年六月分以降、その加算の年額を、九万六千円に改定する。

6 昭和五十五年四月分及び同年五月分の遺族年金の年額に係る加算に関する改正前の条例第三十七号附則第六項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「九十九万円」とあるのは「百二万五千円」と、「

七十八万円」とあるのは「八十万八千円」とする。

（長期在職者等の恩給の年額についての特例に関する経過措置）

7 昭和五十五年四月分及び同年五月分の退職年金又は遺族年金の年額に関する改正後の昭和四十一年改定条例第二条第一項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「鳥取県吏員等退職年金及退職一時金三関スル条例等の一部を改正する条例（昭和五十五年七月鳥取県条例第二十二号）附則別表」とする。

8 昭和五十五年六月分から同年十一月分までの退職年金又は遺族年金の年額に関する改正後の昭和四十一年改定条例第二条第一項の規定の適用については、同項の表の下欄中「四二〇、〇〇〇円」とあるのは「三五〇、〇〇〇円」と、「二七三、〇〇〇円」とあるのは「一二七、五〇〇円」とする。

（職権改定）

9 附則第三項から前項までの規定による恩給の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給の年額とする。

（恩給の年額の改定の場合の端数計算）

10 附則第三項から附則第八項までの規定により恩給の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給の年額とする。（多額所得による恩給停止についての経過措置）

11 改正後の年金条例第二十三条の二の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた退職年金についても、適用する。

附則別表（附則第七項関係）

退職年金又は遺族年金	退職年金又は遺族年金の基礎在職年数に算入されている実在職年の年数	金額
六十五歳以上の者に給する退職年金	上退職年金についての最短恩給年限以降年限未満	六七一、六〇〇円
六十五歳未満の者に給する退職年金(公務傷病年金に併給される退職年金を除く。)	上退職年金についての最短恩給年限以降年限未満	五〇三、七〇〇円
六十五歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに給する退職年金	上退職年金についての最短恩給年限以降年限未満	三三五、八〇〇円
遺族年金	上退職年金についての最短恩給年限以降年限未満	五〇三、七〇〇円
九九年未満	九年以上	五〇三、七〇〇円
九年未満	三三五、八〇〇円	三三五、八〇〇円
九年未満	四三六、〇〇〇円	四三六、〇〇〇円
九年以上退職年金についての最短恩給年限未満	三二七、〇〇〇円	三二七、〇〇〇円
九年未満	二一八、〇〇〇円	二一八、〇〇〇円

低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例
正)

(低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例の一部改正する条例
正)
第一条 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例の一部改正する条例
(昭和三十八年三月鳥取県条例第二十一号) の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条の二第一項」を「第十二条第一項」に改める。
(過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第二条 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(昭和四十五年十月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)以下「法」という。)第二条第一項に規定する過疎地域」を「過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する過疎地域」に、「行なう」を「行う」に改める。
第二条第一項各号列記以外の部分中「第十二条の二第一項第一号又は第四十五条第一項第一号」を「第十二条第一項又は第四十五条第一項第一号」に改め、同項第一号中「過疎地域対策緊急措置法施行令第八条第一項第一号の額の計算に関する省令(昭和四十五年自治省令第十四号)」を「過疎地域振興特別措置法施行令第十条第一項第一号の額の計算に関する省令(昭和五十五年自治省令第九号)」に改め、同項第二号及び第三号中「第十二条の二第一項第一号又は第四十五条第一項第一号」を「第十二条第一項第一号又は第四十五条第一項」に、「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「行なつた」を「行つ

昭和五十五年七月八日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県条例第二十三号

た」に、「こえ」を「超え」に、「自治大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第三条 農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例(昭和四十七年三月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「こえる」を「超える」に、「第十二条の二第一項第一号又は第四十五条第一項第一号」を「第十二条第一項又は第四十五条第一項」に改め、同条第二号及び第三号中「第十二条の二第一項第一号又は第四十五条第一項第一号」を「第十二条第一項又は第四十五条第一項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例(以下「過疎地域課税免除条例」という。)の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

(経過措置)

3 改正後の過疎地域課税免除条例第二条第一項の規定により県税の課税を受けないこととなる者であつて、昭和五十五年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第一項又は第四十五条第一項の規定の適用を受ける設備又はその敷地である土地を事業の用に供したものに係る過疎地域課税免除条例第三条第一項の届出書の提出期限については、同項の規定にかか

わらず、この条例の施行の日から起算して三十日を経過する日とする。
鳥取県団体営土地改良事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年七月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十四号

鳥取県団体営土地改良事業助成条例の一部を改正する条例

別表の備考の2中「過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十号)第二条第一項に規定する過疎地域」を「過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域」に改める。

号)の一部を次のように改正する。

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県団体営土地改良事業助成条例の規定は、昭和五十五年四月一日以後に行なは場整備事業に係る補助金について適用し、同日前に行なれたは場整備事業に係る補助金については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県団体営土地改良事業助成条例の規定は、昭和五十五年四月一日以後に行なは場整備事業に係る補助金について適用し、同日前に行なれたは場整備事業に係る補助金については、なお従前の例によ

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年七月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十五号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号)の一部を次のように改正する。
別表中「百六十七円」を「二百十七円」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年七月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十六号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改

正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和三十年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「五千円」を「五千二百円」に、「八千六百円」を「八千九百円」に改め、同条第三項中「三百円」を「三百三十三円」に、「九十円」を「百円」に、「百八十三円」を「二百十七円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例第三条の規定は、昭和五十五年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に給付の事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年七月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十七号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一

部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「三百円」を「三百三十三円」に、「九十円」を「百円」

に、「百八十三円」を「一百七円」に改める。

第二十二条中「十五万円」を「十六万五千円」に改める。

別表第一中

三、二〇〇円	四、一八八円	五、二六八円	六、三八三円
二、三二八円	二、九一八円	三、六一〇円	四、四五三円
一、九〇〇円	一、七九〇円	一、五九〇円	一、四九〇円

七、四七八円

八、四八八円

を

三、三二〇円 四、三四七円 五、四

三、七

五、三三五円

六、一七五円

二、三九七円 三、〇三三円 三、七

六〇円

六、六二二円

七、七三七円

八、七七〇円

に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第四条第三項、第二十二条及び別

表第一の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

3 昭和五十四年四月一日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償の補償基礎額及び葬祭補償については、なお従前の例による。ただし、休業

補償、傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金であつて同日以後の期間について支給すべきものにあつては、改正後の条例第四条第三項及び別表第一の規定によるものとする。